

令和3年1月20日

令和3年第1回南区選挙管理委員会

議 題

1 議 案

議案第1号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第2号 在外選挙人名簿から抹消する者について

議案第3号 在外選挙人名簿に登録する者について

議案第4号 在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

2 報告事項

市長と市・区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の報告等について

議案第 1 号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 3 年 1 月 20 日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数
301人
- 2 市外へ転出後 4 箇月を経過したことにより抹消する者の数
596人
- 3 抹消する者の氏名等
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日
令和 3 年 1 月 20 日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第2号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年1月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 抹消する者の数
1人
- 2 抹消する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年1月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の11の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録の抹消)

第30条の11 選挙管理委員会は、在外選挙人名簿登録者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 国内市町村において住民票が新たに作成された日後四箇月を経過するに至ったとき。 外

議案第3号

在外選挙人名簿に登録する者について

令和3年1月20日現在において在外選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり在外選挙人名簿に登録する。

令和3年1月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数
1人
- 2 登録する者の氏名等
別紙のとおり
- 3 登録年月日
令和3年1月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6 選挙管理委員会は、申請者が在外選挙人名簿に登録される資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請者を在外選挙人名簿に登録しなければならない。

議案第4号

在外選挙人名簿への登録の移転をする者について

在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する。

令和3年1月20日

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

- 1 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の数
1人
- 2 選挙人名簿から抹消すると同時に在外選挙人名簿に登録する者の氏名等別紙のとおり
- 3 抹消年月日
令和3年1月20日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第30条の6第2項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年4月15日法律第100号) **※略文**

(在外選挙人名簿の登録)

第30条の6

- 2 選挙管理委員会は、前条第四項の規定による申請をした者が当該市町村における第三十条の四第二項に定める在外選挙人名簿への登録の移転をされる資格を有する者である場合には、遅滞なく、当該申請をした者について在外選挙人名簿への登録の移転をしなければならない。

報告事項

市長と市・区選挙管理委員会との地方自治法第180条の3の規定に基づく協議の報告等について

福岡市区選挙管理委員会規程第14条第1項第5号の規定により、地方自治法第180条の3の規定に基づく協議を市長等と行ったことについて、同規程第14条第2項の規定に基づき下記のとおり報告するもの。

福岡市南区選挙管理委員会
委員長 光 安 力

記

1 協議書及び新旧対照表 別紙のとおり

※ 市長以外の執行機関等（教育委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、議会）とも同様の協議を行った。

（関係法令）

○地方自治法

第180条の3 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員と協議して、その補助機関である職員を、当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員若しくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

○福岡市区選挙管理委員会規程

（委員長の担当事務）

第14条 委員長の担任する事務は法令で定めるもの及び委員会又は福岡市選挙管理委員会において定める規程において別に定めるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)～(4) (略)

(5) 自治法第180条の3の規定による協議

(6)～(8) (略)

2 委員長は、前項第4号から第7号までに掲げる事務を執行したときは、次の会議においてこれを委員会に報告しなければならない。